

岡山教弘友の会〈傷害総合保険〉

さわやか傷害保険

団体割引
5%
※注1

割安な
保険料

様々な
補償

日常生活の
ケガに備える

自分の
ケガ

相手への
賠償

全国の自治体で
自転車保険の
加入義務化が
進んでいます！

自転車保険に
加入していますか？
自転車加害事故(高額賠償)と
被害事故備える！

(注) 2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました



自分がケガをする



財物を壊す(損害を与える)



他人にケガをさせる

〈高額賠償事例〉

小学生が自転車で帰宅途中、女性歩行者と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、監督責任を負う保護者に賠償命令。

賠償額

約 9,500万円

(2013年 神戸地方裁判所)

- 申込締切日 2024年9月6日(金)(当日消印有効)
- 保険期間 2024年10月1日午後4時から
2025年10月1日午後4時まで
- 保険料口座引落日 2024年12月12日(木)
中途加入は毎月受け付けています。

お気軽にお問い合わせ下さい。

☎086-272-1917

(保険契約者)岡山教弘友の会 (取扱代理店)株式会社岡山教弘
(引受保険会社)損害保険ジャパン株式会社

用語のご説明

用語	用語の定義
【先進医療】	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryu/kikan.html)
【治療】	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
【通院】	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
【入院】	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
【配偶者】	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1)内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2)同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (※3)内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
【親族】	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
【未婚】	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
【免責金額】	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

重要 事故にあわれた時は

1. 事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。[事故サポートセンター] 0120-727-110 受付時間 24時間365日
2. 事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡がない場合は保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。

問い合わせ先(保険会社等の相談・苦情・連絡窓口)

- 取扱代理店 株式会社岡山教弘
〒703-8258 岡山市中区西川原255番地
TEL 086-272-1917 FAX 086-238-3500
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 引受保険会社 損害保険ジャパン株式会社 岡山支店 法人支社
〒700-0913 岡山市北区大供1-2-10
TEL 086-225-1045 FAX 086-225-1220
(受付時間: 平日の午前9時から午後5時まで)
- 保険会社との間で問題を解決できない場合(指定紛争解決機関)
損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。
一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター
[ナビダイヤル] 0570-022808 <通話料有料>
受付時間: 平日の午前9時15分から午後5時まで(土・日・祝日・年末年始は休業)
詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください(ご契約内容が異なったり、公式ウェブサイト約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります)。
- ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、1か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。

